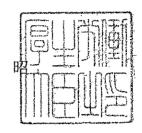


厚生労働省発食安1102第2号 平成21年11月2日

食品安全委員会 委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 長妻



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号、食品安全委員会令(平成15年政令第273号)第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年内閣府令第66号)第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」(平成12年厚生省告示第233号)第3条の規定に基づき、次に掲げる食品の安全性審査を行うこと。

除草剤グリホサート耐性ピマワタMON88913系統

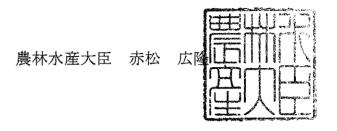
チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統





21消安第8810号 平成21年11月2日

食品安全委員会 委員長 小泉 直子 殿



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第14号、食品安全委員会令(平成15年政令第273号)第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令(平成15年内閣府令第66号)第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統



食品健康影響評価の審議状況

(平成21年11月4日現在)

区分	要請件数	うち 21年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 21年度分	意見 募集中	審議中
添加物	95	3	0	95	84	7	1	10
農薬	493	18	0	493	282	40	15	196
うちポジティブリスト関係	191	2	0	191	102	18	7	82
うち清涼飲料水	93	0	0	93	18	1	2	73
うち飼料中の残留農薬基準	2	2	0	2	0	0	0	2
動物用医薬品	276	11	0	276	237	20	3	36
うちポジティブリスト関係	63	0	0	63	40	7	1	22
化学物質•汚染物質	55	1	2	57	36	7	0	21
うち清涼飲料水	48	0	0	48	29	5	0	19
器具•容器包装	7	0	0	7	4	0	0	3
微生物・ウィルス	4	0	1	5	5	1	0	0
プリオン	11	0	2	13	11	0	0	2
かび毒・自然毒等	4	0	2	6	4	0	0	2
遺伝子組換え食品等	99	15	0	99	79	7	4	16
新開発食品	62	0	0	62	62	8	0	0
肥料•飼料等	72	0	0	72	28	2	0	44
うちポジティブリスト関係	35	0	0	35	6	2	0	29
動薬・肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
新開発•添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
食品による窒息事故に関する ワーキンググループ	1	1	0	1	0	0	0	1
合計	1181	49	7	1188	833	92	23	332

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
 - 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
 - 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成21年11月4日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指
		定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物
		質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/7/2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添
		加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射
		剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏
		の飲水添加剤(オキサルジン液)、・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用
		ビクシリン)、塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲
		水添加剤(ベテキノン可溶散 25%)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネ
		オマイゾン注射液及びバシット注射液)(耐性菌関連)
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて
		個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏
		卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウィルス)◎ 3
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルピプロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用
		ホスミシンS(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分
		とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)、セファピリンベンザチンを有効成
		分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(K
		Pドアイー5G) 及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤
		(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マ
		グネシウム
17/8/25	厚	農薬 1ーメチルシクロプロペン

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条 第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スル
		ファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び
		豚の経口投与剤(インフェック2%散)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬 ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (アゾキシストロビン、ジコホール、ホルペット、スピノサド) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品(アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキ
		サゾール、セファピリン、トリメトプリム、ホスホマイシン、メロキシカム、スピノサド)
		☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミ
		ックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシ
10/12/19	子	ンな、
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度 に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
10/0/6	III .	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、クロルマジノン☆、スルフイソン	デール
19/2/6	厚	☆、セファレキシン☆、レバミゾール☆	
19/3/6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、チジアズロン	☆、ト
		リチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム	
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆、モネンシン☆	2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、クラブラン暦	竣☆、
		ジシクラニル☆、メベンダゾール☆	
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシン☆、ス	スルフ
		アモノメトキシン☆	4
19/4/10	厚	農薬 イソキサフルトール☆、	1
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/5/17	_	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆	3
19/6/5	厚	農薬 イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメ	ツラム
		☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆	5
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/7/13	厚	農薬 グルホシネート<一部☆>	2
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5ーメチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆>	5
19/8/21	厚	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆>	4
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	1
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメトリン<一部☆>、アゾシュ	クロチ
		ン及びシヘキサチン☆	6

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行 うことを決定した日である。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
19/11/12	厚	農薬 ピリミノバックメチル 1
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>
19/12/10	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性 α ーアミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統 1
19/12/10	農	遺伝子組換え飼料 耐熱性 α ーアミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、オキシフルオルフェン☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセット
		☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 6
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/2/26	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統
20/2/26	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統 1
20/3/3	厚	農薬 スピネトラム、1,3ージクロロプロペン<一部☆>、シクラニリド☆ 4
20/3/11	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリフ
		ホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、ブロディファコウム☆、
		ベノキサコール☆ 9
20/3/11	厚•農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚
		用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MC
		6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン("京都微研,ポールセーバー
		MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、
		リレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133) 10
20/3/25	厚	農薬 TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、塩酸ホルメタネート☆、スル
		ホスルフロン☆、ノルフルラゾン☆、ピメトロジン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆、^
		ンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆、メプロニル☆ 12
20/4/1	厚	農薬 アラクロール、メプロニル 2
20/4/17	_	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎
20/6/2	厚	農薬 ペンディメタリン<一部☆>

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度 に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23 条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
20/6/2	厚•農	動薬 トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、
20/0/2	7-12	水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トビシリン 2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆ 1
20/7/8	厚	農薬 アセフェート☆、エトプロホス☆、クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパ
		ルギル☆、テトラコナゾール☆ 5
20/7/8	厚	
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン 1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛 2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆ 1
20/9/12	厚	飼料添加物 エフロトマイシン☆ 1
20/9/12	厚	飼料添加物(抗菌性物質)アビラマイシン☆ 1
20/12/9	厚	農薬 メトミノストロビン<一部☆> 2
21/1/20	厚	農薬 クロルフェナピル、フェンチオン<一部☆>、フラメトピル<一部☆> 5
21/1/30	厚•農	動薬 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャ
		-30) 2
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ 1
21/2/3	厚	農薬 エチクロゼート<一部☆> 2
21/2/3	厚	農薬/動薬 ホキシム☆ 2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ
		☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆ 9
21/2/17	厚	農薬 エトフェンプロックス 1
21/2/23	厚•農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロ
		コシ DP-098140-6(食品・飼料) 2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度 に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/3/3	厚	動薬 モネパンテル	1
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフ	フィニウ
		$\Delta \Rightarrow$	5
21/3/10	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ビコザマイシン☆	1
21/3/19	-	オクラトキシンA、デオキシニバレノール及びニバレノール、食品中のヒ素◎	3
21/3/24	厚	農薬 ピリダリル、メトコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチルで	☆、フェ
		ナミホス☆	6
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆、フルベンダゾール☆	2
21/3/24	厚	農薬/動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/4/27	生*	こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について	1
21/4/28	厚•農	遺伝子組換え食品等 高オレイン酸含有ダイズ DP-305423-1(食品・飼料)	2
21/6/9	厚	農薬 アゾキシストロビン、シフルメトフェン、フルオピコリド、プロピリスルフロン、	外キシ
		フェノジド、フェントエート<一部☆>	7
21/7/3	厚•農	動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子	導入マ
		レック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)	2
21/8/4	厚	農薬 シエノピラフェン、スピネトラム、ピリベンカルブ	3
21/8/12	厚	添加物 イソペンチルアミン	1
21/8/31	厚	遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン、GLU	U-No.2
		株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム、PHE-No.2 株を利用して生産	돌された
		L-フェニルアラニン	3
21/9/10	厚	添加物 ブチルアミン	1
21/10/6	厚•農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・f	飼料)、
		乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統(食品・飼料)	4
21/10/27	厚	農薬シアゾファミド、チオベンカルブ、フルベンジアミド、フロニカミド、トリシクラ	ゾール
		<一部☆>	6
21/10/21	農	農薬 イミダクロプリド<飼>、クロルピリホス<飼>	2
21/11/2	厚•農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統(食品・1	飼料)、
		チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統(食品・飼料)	4

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行 うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

生*:内閣府国民生活局

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26~7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/12~4/10	農薬 ピメトロジン☆★	1
21/3/26~4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
21/6/18~7/17	農薬 ピリミノバックメチル★	1
21/6/25~7/24	農薬 アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆★	2
21/8/27~9/25	農薬 1-メチルシクロプロペン★	1
21/9/17~10/16	農薬 グルホシネート<一部☆>★	2
21/10/1~10/30	添加物 イソペンチルアミン★	1
21/10/1~10/30	遺伝子組換え食品等 GLU-No.2 株を利用して生産された L-グルタミン酸力	トリウム、
	PHE-No.2 株を利用して生産された L-フェニルアラニン、チョウ目害虫抵抗性	トウモロコ
	シ MIR162 系統(食品)★	3
21/10/8~11/6	農薬 エトフェンプロックス<清涼飲料水>	2
21/10/22~11/20	添加物 添加物に関する食品健康影響評価指針	
21/10/22~11/20	農薬 チジアズロン☆	1
21/10/22~11/20	動薬 ニューカッスル病・マレック病(ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝	子導入マ
	レック病ウイルス1型)凍結生ワクチン(セルミューンN)	2
21/10/29~11/27	農薬 フェンチオン<一部☆><清涼飲料水>	3
21/10/29~11/27	動薬 レバミゾール☆	1
21/10/29~11/27	遺伝子組換え食品等 ARG-No.2 株を利用して生産された L-アルギニン	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/4/2	厚	添加物 プロピオンアルデヒド	1
21/4/2	厚	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>、ミルベメクチン<一部☆>	4
21/4/9	厚	農薬 アジムスルフロン☆	1
21/4/9	厚 農	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91 株)(ノビリス IB4-91)の再審査 2	2
21/4/16	厚	農薬 シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ 2	,
21/4/23	厚	農薬 イプロベンホス<一部☆> 2	2
21/4/30	厚	農薬 イソチアニル	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒) 1	1
21/4/30	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクス	K
		2ABPC 顆粒)※ 2	
21/5/14	厚	農薬 エスプロカルブ、スピロテトラマト 2	2
21/5/14	厚	遺伝子組換え食品等 GGI 株を利用して生産された L-グルタミン	1
21/5/21	厚	添加物 6-メチルキノリン 1	
21/5/21	厚	農薬 ミクロブタニル☆、クロランスラムメチル☆	2
21/5/28	厚	農薬 アジンホスメチル☆	1
21/6/4	厚	新開発食品 グルコバスター カプセル 1	-
21/6/11	厚	農薬 ジメテナミド<一部☆>	2
21/6/18	厚	動薬 クレンブテロール☆	2
21/6/18	農	塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)	の
		再審査、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査	2
21/6/25	厚	農薬 スピロメシフェン、ビフェントリン	2
21/6/25	厚	動薬 カルプロフェン☆	1
21/6/25	厚	飼料添加物 ノシヘプタイド☆	1
21/6/25	厚	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食	品
		の安全性※	1
21/6/25	厚 農	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付け	て
		個々の微生物リスク評価を求めること(鶏肉中のカンピロハブクター・シェンジュニ/コリ)◎	1
21/7/9	厚	農薬 プロパモカルブ<一部☆>、農薬 メチオカルブ☆ :	3
21/7/9	厚	遺伝子組換え食品等 パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ 55-1 系統 1	1
21/7/16	厚	添加物 フルジオキソニル	1
21/7/16	農	農薬 フルジオキソニル☆、フルシラゾール<一部☆>	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
21/7/23	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム、3-メチル-2-ブタノール 2
21/7/23	厚	農薬 クロメプロップ<一部☆>、プロチオコナゾール
21/7/30	厚	農薬 ピリフルキナゾン、メトラクロール<一部☆、(清涼飲料水)> 4
21/7/30	厚	動薬 カラゾロール☆ 1
21/7/30	厚	遺伝子組換え食品等 XAS 株を利用して生産されたへミセルラーゼ 1
21/8/6	厚 農	動薬 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏
		コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))の再審査、動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症(1型
		-2型キメラ)(デキストリン誘導体アジュバント加)不活化ワクチン(スバキシン PCV2/スバキ
		シン PCV2 FDAH)、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテク)
		NB/TM) 6
21/8/6	厚	動薬 牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤 1
21/8/20	厚	汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正 1
21/8/20	厚	清涼飲料水関連 クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホル
		ム、総トリハロメタン 5
21/8/27	厚	添加物 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン 1
21/8/27	厚	農薬 ベンダイオカルブ☆、ピリミスルファン 2
21/8/27	厚	新開発食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク、麦の
		葉うまれの食物繊維 3
21/9/3	厚	農薬 ピリプロキシフェン 1
21/9/3	厚	遺伝子組換え食品等 pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ 1
21/9/10	厚	農薬 アミスルブロム 1
21/9/10	厚 農	動薬 性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする豚
		の注射剤(インプロバック) 2
21/10/1	厚	動薬 ケトプロフェン☆、ピペラジン☆ 2
21/10/1	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆ 2
21/10/1	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統と除草剤グル
		ホシネート耐性トウモロコシT25系統を掛け合わせた品種 1
21/10/8	厚	添加物 2-エチル-5-メチルピラジン 1
21/10/15	厚	汚染物質 カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正
		について 1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。* 印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成21年度続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/10/22	厚	農薬 キザロホップエチル<一部☆>、ペントキサゾン、トリネキサパックエチル☆	4
21/10/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/10/29	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。 *印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。 ②印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚 農	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準
	環	遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する
		評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高
		度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準